
住居表示の実施について

平成30年1月9日（火曜日）から

「住所」の表示が変わります

東広島市 生活環境部 地域づくり推進課

《住居表示の実施について》

西条町寺家の一部の区域（寺家地区土地区画整理事業地区）において、平成30年1月9日（火曜日）から住居表示を実施し、住所の表し方が新しくなります。

住居表示とは、「住居表示に関する法律」に基づいて住所を誰にでも分かりやすいものとし、私たちの日常生活を便利にするものです。以下、制度のあらましや手続きしていただきたいこと等をお知らせします。

1 新しい住所の表し方

住居表示が実施されると、新しい住所の表し方は、それまでの「町名（大字名）＋地番」で表す方法から、「町名＋街区符号＋住居番号」で表す方法に変わります。

例 【今までの住所】 東広島市西条町寺家 □□□番地□
↓
【新しい住所】 東広島市寺家駅前 ○番 ○号
「町名」「街区符号」「住居番号」

※住所を略記する場合は、「東広島市寺家駅前〇ー〇」というように「ー（ハイフン）」を使用し、「の」や「～」は使用しないでください。

2 不動産の表示

不動産の表示には地番が用いられます。今回の住居表示実施では不動産登記簿に表示される町名や地番の変更は行われません。

但し、今回の住居表示実施区域では寺家地区土地区画整理事業を施行中のため、住居表示実施後に行う土地区画整理事業の換地処分に伴い不動産登記簿の内容に変更が生じます。

※換地処分に伴う不動産登記簿の変更箇所については、区画整理課（TEL082-422-1344）までお問い合わせください。

3 本籍の表示

今回の住居表示の実施により、本籍の表示に変更はありません。

本籍の表示は、住居表示実施後、本人の希望により街区符号で表してもよいことになっています。(この場合、転籍届が必要です。)

(例) 東広島市寺家駅前 ○番

※本籍表示の変更をご希望の方、ご不明点がある方は、市民課 (Tel082-420-0915) までお問い合わせください。

4 住居番号

住居表示制度による新しい住所は、「新住居表示通知書」に記載のとおりです。

各家庭や企業等に取り付けられる表示板の町名及び番号と、通知書に記載されている町名及び番号が一致しているかを必ずご確認ください。

5 郵便番号

住居表示の実施に伴い、郵便番号も新しくなります。

寺家駅前「739-0040」

6 実施後の手続き

(1) 自動的に変更になるもの

住民登録、印鑑登録票、選挙人名簿

(2) ご自分で手続きが必要なもの

本人の申請によらなければ書き換えることができないものについては、ご面倒ですが住居表示実施後(平成30年1月9日以降)に手続きを行ってください。

※皆様をご自分で住所変更の手続きをしていただくものは、4ページの表**《ご自分で手続きをしていただくもの》**を参照してください。

※東広島市が発行している「証書・手帳類」については、6ページの表**《住居表示に伴う「証書・手帳類」の新しい住所の表示について》**を参照してください。

7 無料ハガキの配布

新しい住所をご親戚、ご友人、取引先などにお知らせしていただくために、一世帯(企業)あたり50枚の無料ハガキを配布します。

※ハガキは、通信事務のため切手を貼る必要はありませんが、住所変更以外の内容は記載できません。

8 町名表示板・住居番号表示板

町名表示板や住居番号表示板などの住居表示に必要な表示板の取り付けは、市が委託した業者が行いますのでご協力ください。

9 建物を新築、改築、または取り壊す場合

住居表示実施区域内において、建物の新築、改築（出入口の位置が変わったとき）や取り壊しをされる場合などは、住居番号の設定、変更、廃止が必要となりますので、地域づくり推進課に届け出てください。

10 住居表示変更証明書

住居表示を実施し、住所が変わったという証明書です。この証明書は住居表示実施後（平成30年1月9日以降）に市民課にて無料で発行しますので、各種住所変更手続き等に必要な場合はご請求ください。（各支所・出張所でも発行できます。）

市民課で発行できるのは住居表示実施時点（平成30年1月9日時点）で住民登録のあった人が対象になります。

お 願 い

平成30年1月9日（火）からご自分の住所を書き表す場合には、新しい住所を使用してください。また、ご親戚、ご友人、取引先などにも住居や事業所などの新住所をお知らせいただき、通信や配達の際には必ずこれを使用してもらってください。

【住居表示についてのお問い合わせは】

東広島市 生活環境部 地域づくり推進課 TEL（082）420-0924

《ご自分で手続きをしていただくもの》

※住居表示実施に伴う住所変更手続きにかかる手数料、登録免許税は、「住居表示変更証明書」を添付することで免除されます。（住居表示変更証明書は、住居表示実施日以降市民課で交付（無料）します。）

種 別	手続きの内容	手続き先	手続きの期限	必要書類
土地、建物などの不動産	登記簿に記載されている登記名義人の住所変更	不動産を管轄する法務局 ※東広島市内の不動産の管轄は、広島法務局東広島支局（TEL082-422-2338）です。	必要が生じたとき （売買・譲渡・抵当権設定など） ※ <u>但し、寺家地区土地区画整理事業地内の不動産については、換地処分公告日から3ヵ月程度は登記閉鎖のため、手続きはできません。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・変更登記申請書（7ページ参照） ・印鑑 ・委任状（代理人が申請する場合のみ）
会社・法人	所在地及び代表者、役員などの住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・広島法務局（TEL082-228-5134） 	法定の期間内。本店は2週間、支店は3週間以内。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・変更登記申請書 ・印鑑 ・委任状（代理人が申請する場合のみ）
自動車運転免許証（原動機付自動車を含む）	住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県運転免許センター（TEL082-228-0110） ・東広島警察署（TEL082-422-0110） 	変更の手続きが必要（ただし、更新するときに変更することができます。）	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・運転免許証
自動車など	普通自動車及び小型二輪自動車の検査証の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・中国運輸局広島運輸支局（TEL050-5540-2068） 	法定の期間内（15日以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・自動車検査証 ・印鑑（所有者と使用者が異なる場合は両方）
	軽自動車の検査証の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車検査協会広島主管事務所（TEL050-3816-3080） 	法定の期間内（15日以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・自動車検査証 ・印鑑（使用者のみ） ・委任状（本人以外が手続きをする場合）
	軽二輪自動車の届出済証の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県軽自動車協会（TEL082-532-5507） 	必要が生じたとき（車検・転売など）	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 ・届出済証 ・自賠責保険証明書 ・印鑑（所有者と使用者が異なる場合は両方）

種 別	手続きの内容	手続き先	手続きの期限	必要書類
年金 (受給されている方)	住所変更 ※ただし、日本年金機構に住民票コードが収録されている場合は、原則手続き不要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金・厚生年金は 呉年金事務所 (TEL0823-22-1691) ・呉年金事務所東広島分室 (TEL082-493-6301) ・共済年金は各共済組合 ・恩給は恩給相談室 (TEL03-5273-1400) 	実施日以降、速やかに届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金・厚生年金は年金受給権者住所変更届 ・共済年金は各共済組合にご確認ください ・恩給は住所変更届
通知カード	住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・東広島市役所市民課 (TEL082-420-0925) 	必要が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・本人確認書類
個人番号カード又は住基カード(※顔写真付のみ)	住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・東広島市役所市民課 (TEL082-420-0925) 	必要が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード又は住基カード ・印鑑 ・本人確認書類 ※ご本人が来庁してください

※次に該当される方も、各問い合わせ先に確認の上、住所変更の手続きを行ってください。

雇用保険を受給されている方	【問合せ先】 広島西条公共職業安定所 (TEL082-422-8609)
労災保険を受給されている方	【問合せ先】 広島中央労働基準監督署 (TEL082-221-2461)
労働保険(雇用・労災)適用事業者	【問合せ先】 広島中央労働基準監督署 (TEL082-221-2461) 広島西条公共職業安定所 (TEL082-422-8609)
在職中の方で育児休業給付を受給されている方	【問合せ先】 広島西条公共職業安定所 (TEL082-422-8609)
勤務先、金融機関、保険会社等への届出が必要な方	【問合せ先】 各勤務先、金融機関、保険会社等

※その他、法令により届出の手続きが定められているものの住所変更は、それぞれご本人が所定の手続きをしてください。

《住居表示に伴う「証書・手帳類」の新しい住所の表示について》

※次の「証書・手帳類」は旧住所のまま使用できます。次回の更新時には新しい住所を記載して送付しますが、更新までに相当の期間がある場合や、更新が行われない証書・手帳類については、各担当課にお問い合わせのうえ、住所欄の書き換えの手続きを行ってください。
(手続きの際は、旧住所が記載された「証書・手帳類」を持参してください。)

証書・手帳類の名称	担 当 課
国民健康保険被保険者証 国民健康保険退職被保険者証 国民健康保険標準負担額減額認定証 後期高齢者医療被保険者証 等	国保年金課 (電話：０８２－４２０－０９３３)
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 等	介護保険課 (電話：０８２－４２０－０９３７)
療育手帳 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 重度心身障害者医療費受給者証 障害福祉サービス受給者証 等	障害福祉課 (電話：０８２－４２０－０１８０)
被爆者健康手帳 各種手当証書 等	社会福祉課 (電話：０８２－４２０－０９３２)
児童扶養手当証書 ひとり親家庭等医療費受給者証 乳幼児等医療費受給者証 等	こども家庭課 (電話：０８２－４２０－０４０７)

《個人所有の不動産の登記名義人の住所の表示変更（一般住宅の場合）》 【見本】

登 記 申 請 書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

原 因 平成30年1月9日住居表示実施

↑
住居表示の実施日を記載してください。

変更後の事項 住所 広島県東広島市寺家駅前○番○号

申 請 人 広島県東広島市寺家駅前○番○号

東広島 太郎 印

連絡先の電話番号 ○○○-○○○-○○○○

※但し、寺家地区土地区画
整理事業地内の不動産
については、換地処分の
公告日から3ヵ月程度
は登記閉鎖のため、手続
きはできません。

所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所を記載し、押印します（認め印可）。
※連絡先の電話番号は必ず記載してください。※代理人が申請する場合は委任状が必要です。

添 付 書 類 住居表示変更証明書

↑
登記原因証明情報として、住居表示実施による変更証明書を添付します。

平成○○年○○月○○日申請 広島法務局東広島支局 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

↑
登録免許税は非課税となります。根拠条文を例のように記載してください。

不動産の表示 ← 登録の申請をする不動産を正確に記載してください。

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○ ←

所 在 広島県東広島市西条町○○

地 番 ○○番

地 目 宅地

地 積 ○○. ○○平方メートル

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○ ←

所 在 広島県東広島市西条町○○

家屋番号 ○○番

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 ○○. ○○平方メートル

2階 ○○. ○○平方メートル

・不動産番号がわかる場合は記載してください。
※不動産番号は、登記所発行の登記事項証明書に載っています。
・これを記載すれば土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）については記載を省略することができます。

【登記申請書に関する問い合わせ先】 広島法務局東広島支局（電話082-422-2338）

住居表示街区割図



